

○奈良県警察技能指導官に関する訓令の運用について

(平成7年5月31日例規第42号)

[沿革] 平成8年12月例規第50号、25年2月第5号、28年7月第25号改正

奈良県警察技能指導官に関する訓令（平成7年5月奈良県警察本部訓令第21号）の運用等については、下記により行うこととしたので、適正に運用されたい。

記

第1 制定の趣旨

奈良県技能指導官に関する訓令は、近年の警察事象の複雑化、困難化に対応するため、警察本部に技能指導官を新たに設け、警察職員のうち警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する者をもって充てることにより、その専門的技能等の伝承など効果的な活用に努めるとともに、専門的技能等を有する職員の士気の高揚を図り、もって警察力の一層の高度化及び専門化を図ろうとするものである。

第2 運用に当たっての留意事項

1 技能指導官を置くことのできる所属について（第2条関係）

技能指導官に指定された者が、後の人事異動等により配置替えとなった場合で、新たな所属において、当該専門的技能等に係る職務を継続して行う場合に限り、その指定は継続するものとする。

2 技能指導官の職務について（第3条関係）

技能指導官は、命を受け、当該技能指導官の専門的技能等に係る業務について、同階級にある職員についても指導することができるものとする。

3 技能指導官の指定について（第4条関係）

(1) 技能指導官は、業務に支障がない限り、技能指導官記章を左襟に装着するものとする。

(2) 技能指導官を置く所属の長は、当該技能指導官が交付された技能指導官記章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに警務部教養課長に報告するものとする。

4 技能指導官の審査について（第5条関係）

技能指導官を置くことのできる所属の長が行う技能指導官審査対象候補者の上申は、第4条各号の要件を満たす者が生じたときに、その都度行うものとする。

5 技能指導官登録名簿への登録について（第6条関係）

技能指導官を置く所属の長は、当該技能指導官の名簿登録事項に変更があったとき

は、警務部教養課長にその内容を通知するものとする。

第3 その他

技能指導官に指定された者にあつては、奈良県警察職員の名刺の様式について（昭和42年8月奈本例規第15号）の記1に定めるところにかかわらず、名刺の職名の左欄に「技能指導官」の名称を記載することができるものとする。